

## 船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第168号
事故等種類	衝突（係船ブイ）
発生日時	平成25年8月15日（木） 18時10分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港の第3区 舞鶴港ミヨ埼灯台から真方位213° 852m付近 （概位 北緯35° 29.8′ 東経135° 22.5′）
事故等調査の経過	平成25年11月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート チェイスⅡ <sup>ツ</sup> 、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	242-18237 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（同乗者B）
損傷	本船 右舷船首部に破損及び擦過痕 係船ブイ 擦過痕及び塗膜剝離
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bを乗せ、舞鶴港第3区の係留地に向けて約30km/hの対地速力で東進した。 船長は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦を行い、横に座っている同乗者Aの方を向き、話をしながら、手動操舵で航行中、平成25年8月15日18時10分ごろ、突然、衝撃を感じ、舞鶴港ミヨ埼灯台から真方位213° 852m付近の係船ブイに衝突したことを知った。 同乗者Bは、後部座席に座っていたところ、衝突の衝撃により、前方に転倒し、顔面を強打した。 船長は、119番通報を行い、救急車を最寄りの岸壁に要請した。 同乗者Bは、救急車で病院に搬送され、顔面裂創及び打撲と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、本事故発生海域の航行経験が豊富にあり、係船ブイの存在を知っていたが、正確な設置位置までは知らなかった。 船長は、釣り場から出発する際、周囲を見たが、係船ブイに気付かなかったため、船首方には航行に妨げのあるものはないと思った。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<b>気象・海象の関与 判明した事項の解析</b>	なし 本船は、舞鶴港第3区を東進中、船長が横に座っている同乗者Aの方を向いて話をしながら、航行していたことから、船首方の係船ブイに衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、舞鶴港第3区を東進中、船長が横に座っている同乗者Aの方を向いて話をしながら、航行していたため、船首方の係船ブイに衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船中に会話をする場合は、見張りを最優先とし、周囲の見張りができるよう、顔を向ける方向にも注意すること。</li><li>・ 航行予定区域の浮標や立標の正確な設置箇所を把握しておくこと。</li></ul>